



即位・大嘗祭違憲訴訟の会 NEWS

第14号

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail: sokudai@mail.zhizhi.net HP: http://sokudai.zhizhi.net

郵便振替口座: 00120-3-293255 (即位・大嘗祭違憲訴訟の会)

求釈明に応えようとしない被告側を批判 第12回口頭弁論報告

●吉田・浅野弁護士が準備書面を陳述

9月21日(水)は国家賠償請求裁判第12回口頭弁論期日。はじめに原告側から、今回提出の準備書面15、16の要旨を簡単に述べた。

・吉田哲也弁護士の準備書面15要旨陳述

《立皇嗣の礼は旧皇室典範の立儲令に準拠した高度に宗教的行為だった。これを公金で行ったことの違憲性》と、《皇居前広場で行われた「天皇即位を祝う国民祭典」を、「国民こそってお祝いする」観点で国が称揚し後援した違法と、会場に天皇夫妻が来て挨拶する演出に国はどうか関与したか》を問うたのに対し、被告側答弁は「違法は原告らの法的主張にすぎない、と解した上で争う」だった。しかるに未だ沈黙したまま被告側の認否がない。「国民こそって祝う」のは天皇権威を認めさせる「同調圧力」となり、思想良心の自由の侵害になる。被告が改めて求釈明に応じるよう要請する。

・浅野史生弁護士の準備書面16要旨陳述

《天皇制と身分秩序》について、明治以来政府が万世一系の世襲天皇制で血統差別・身分差別を定め人民支配に利用してきた歴史を述べる。祖先を天照大神とする天皇を「大家長」に位置づけ、民衆はその下で家父長制の家族道徳を教育され、日本独特の国家家族観あるいは「家」制度国家観を国民支配のイデオロギーとした。天皇制が血統差別、身分差別の根源となり、家父長制による家族内差別、本家分家差別など様々な差別社会が定着した。政府は、家父長制の「家」を社会の構成単位とし、戸籍制度により個人を家単位で登録、家族集団で個人をしばり支配した。こうした天皇制による国民支配服従の国家秩序を、戦後改廃して基本的人権と国民主権を原則とする現憲法が制定された。だ



国家賠償請求裁判 第13回口頭弁論

2023年2月13日(月)11時～
東京地方裁判所103号法廷

*原告、支援者のみなさま、体調と相談の上、ぜひ傍聴においでください。

●法廷終了後、報告集会を開催します

・場所:日比谷図書文化館(日比谷公園内)セミナールームを予定しています。

・時間:11:30くらいから(法廷終了後、会場にみなさまが集まれたところで開始します)。

・参加費:500円

*法廷でのやりとりや今後の展開等について、弁護団より説明があります。また、傍聴された皆さまからのご意見やご質問などを受け、共有する場でもあります。ぜひご参加ください。

のに相変わらず天皇を神聖血統の家長と尊崇させるような一連の代替わり儀式挙行は違憲違法であると主張した。《天皇と差別》の関連はさらに深めたいので、追加の準備書面提出を考えている。

以上の要旨陳述が数分で済んだので裁判長はホッとしたのか、今後の裁判進行について20分以上かけ、次のようなやり取りがあった。

- ・酒田芳人弁護士 国民祭典に「天皇の登場」は内閣の関与がなければ実現しない。国はどう関与したか、二重橋・会場の賃借はどうなっているか、など国後援の経緯について答弁がないと、証人尋問の人証を誰にするか決められない。被告は求釈明に明解に応じてほしい。
- ・裁判長 原告の求釈明提出は10月5日までに、被告側は答弁書を出すなら10月25日までに出すように。今回で原告の準備書面は完結しているとするが。
- ・浅野・酒田弁護士 16準備書面に追加を加えたい。更に、過去の判例と今回実態とを比較検討する準備書面を出す予定。
- ・裁判長 立証計画については？
- ・酒田弁護士 第2、第3の証人の人選は決まっているが、第1は、被告が違法性と国民祭典への国の関与についての求釈明に答えないと証人を決められない。
- ・裁判長 証人は人数をしぼった上で応じるか否かを検討する
- ・酒田弁護士 100人とかにはならない。
- ・浅野弁護士 そんなに多くない、常識の範囲内。被告の書面次第で証人が決まる
- ・裁判長 原告の人証申請を11月末までに出して欲しい。

やり取りの後、次回期日は、来年2月13日11時～と決められ閉廷した。

裁判長の物言いは柔らかいが、全体に声が非常に小さく、乗り出して耳を傾ける傍聴は実に疲れた。開かれた法廷であるためには、傍聴者に明解に聞こえる弁論・やり取りをしてほしい。103号法廷は密規制がなくなり98席あったが傍聴者は1/4以下で、かなり淋しい。

●日比谷図書館文化館で報告集会を開催

以下、弁護士および参加者の発言を紹介する。

「裁判長は、法令の改廃が関心の中心のようだが、こちらは立皇嗣礼の違憲性と、国民祭典への国の関与の事実とその違法を主張しています」(酒田弁護士)。

「証人尋問をめざす立証計画は、①憲法や歴史の学者・

研究者、②公安による被弾圧者の被害証言、③原告証言、④国民祭典関与の役人か宮内庁職員証言の4本です」(吉田弁護士)。

「国民祭典では紙芝居で神聖天皇を称賛し、人気タレントの歌や著名ピアニストの演奏など奉祝ムードを盛り上げ、さらに天皇夫妻が二重橋に『お出まし』して聴衆総立ちの万歳連呼に答えたのは、『国民こそって祝え』という内閣の思惑の通りでした」(土田元哉弁護士)。

「国民祭典での『天皇の登場』は内閣の関与がなければ不可能です。また、二重橋・会場の賃借料がいくらだったかなど、国の後援の経緯について答弁を求めています」(吉田弁護士)。

「裁判官はそれなりに丁寧に国民主権について審査しようとしているはず。国民としては、立証・人証調べという方法でないときちんと違憲を問えないから、頑張りましょう。それと傍聴者をもっと増やしたいですね」(一瀬敬一郎弁護士)。

「台風被害のさ中だったのにNHKは英王国葬の報道を優先。アベ国葬の正当化か、君主制称賛のため？ しかし英国史では民が王を一回殺しています。日本には国家に対する民の抵抗権がない。天皇に神聖性を与え、民支配の源にしている。我々は政府が造りだした特権者を、ある意味論理的な『ギロチン』にかけないといけなく思っています」(参加者A)。

「天皇・天皇と祀り上げるが、天皇に私有財産、人権はあるのでしょうか」(参加者B)。

「裁判官は国民祭典に関心がないようだが、天皇を神と崇めるような大騒ぎの祭典、万歳万歳の連呼のすさまじさなど、実際の祭典の実況映像をぜひ、法廷で裁判官に見て欲しいです。見せる場を作れるといいです」(参加者C)。

次回法廷は4か月以上先ですが、ぜひ仲間をさそって傍聴席をいっぱいにしましょう。

(事務局＝岡田良子)

●報告集会の感想から

*報告集会、オープンで議論できるのが大切だと思いました。大変勉強になりました。

*人証計画の4ジャンルがわかり意義ある集会でした。国民祭典動画を法廷で上映するという提案 good。一回試写会があるとありがたいです。

*初めて参加しました。少しわかりました。訴訟を続けることは大切だ。

*傍聴席をうめる工夫を。

軍隊と費用からみた3つの「国葬」

——来るべき「大喪の礼」違憲訴訟？に向けて

梶野 宏 ●原告（東京）

9月に、エリザベスと安倍の「国葬」が相次いで行われた。上皇の「大喪の礼」もそれほど遠くないだろうから、この3つの「国葬」を軍隊と費用の面から、メディアで報道されている範囲で見てみた。

1. 国葬における軍隊の役割

■エリザベス国葬

テレビ中継でずっと放映され続けたウエストミンスター宮殿からウエストミンスター寺院への道のりで、エリザベスの棺が載せられていた台車は、海軍の砲車（大砲を移動・運搬させるための台車）であった。父のジョージ6世の時にも使われたものらしい。海軍のものであるのは、イギリスで最初に「王位」(Royal) となったのが海軍なので3軍のなかでは格が一番だからという。ウエストミンスター寺院などで棺を担いだのは陸軍の近衛歩兵連隊であるグレナディアガーズ連隊の兵士。これはエリザベスが同連隊の名誉連隊長に就任したことがあるからといわれている。

葬儀参列者のドレスコードについて、「公務を行っている王室メンバーのみ軍服を着用する」とされていた。正装のなかで一番上位のものが軍服で、軍服には胸にいくつもの勲章が必須となる。王室から離脱したヘンリーは、遺体がウエストミンスター宮殿の大広間に公開安置されていた間の警護（エリザベスの孫たちが交替で24時間警護する）の時だけ軍服を着ることを許されたが、葬列ではモーニングコートだった。

軍隊と王室の関わりで言えば、現在もイギリス軍の最高司令官は国王である。また、王室の成人男子はみな軍隊経験があるが、エリザベス自身も1年間現役の軍人として従事した経験を持つ。1945年、19歳の時に、補助地方義勇軍（Auxiliary Territorial Service : ATS）に、王室初の女性現役兵として軍に入隊した。ATSとは、イギリス陸軍が第2次世界大戦時に組織した女性部隊である。

■安倍家族葬&国葬

新聞報道によれば、安倍の国葬には自衛隊員計約

1390人が参加した。会場の日本武道館や自宅前で弔意を示す儀仗などを行った。遺骨を載せた車列は会場へ向かう途中で防衛省庁舎前広場を経由し、隊員ら約800人が敬礼で見送ったという。19発の弔砲も発射された。国葬中には、黙祷の前に自衛隊の儀仗隊が「着剣捧げ銃」の敬礼をした。そして陸自の中央音楽隊が演奏したのは、黙祷時には戦前の軍歌である「国の鎮め」、勅使（天皇の使い）と皇后宮使（皇后の使い）の礼拝時には「悠遠なる皇御国（すめらみくに）」と題された曲であった。

7月12日の家族による葬儀でも、自衛隊の儀仗隊と音楽隊80名余りが参列している。これは閣議決定もなく、防衛大臣（安倍の実弟・岸信夫）の判断のみによる。政治の私物化の安倍にはふさわしいか。

■天皇「大喪の礼」

1989年の裕仁の「大喪の礼」では、皇居など都内3カ所ですぐ陸上自衛隊により21発（元首クラスの扱い）の弔砲が発射された。儀仗隊、沿道に堵列で警護、奏楽など、約1600人の自衛隊員が参加した。

ちなみに、翌年の即位の礼で使われた「高御座」は陸自のヘリ舞台が京都から輸送している。

2. 国葬の費用

■エリザベス

英紙などは、エリザベスの国葬にかかった費用を800万ポンド（約13億円）と報じている。ここに軍隊の動員費用や「ロンドン橋作戦」と称され「200年の英国の警察史上最大の治安作戦」として展開された警察の警備費用が含まれているかはわからない。

■安倍「国葬」

報道によると、総額16億6000万円。このうち警備費用は8億円と言われている。映像で見れば一目瞭然だが、エリザベスの国葬より遥かに見劣りする安倍の「国葬」が5億円以上も経費がかかっているとは信じがたい。この格差は、やはりエリザベスの方は警備

費用は別なのだろう。それとも日本で跋扈する「中抜き」がそこまで強力なのか（国葬費用は「事前の概算を4億円ほど下回る12億円台になる見通し」と報道された(2022.10.13)）。

ちなみに、1967年の吉田首相の「国葬」の経費は、当時で1809万6千円、消費者物価指数を基に計算した現在の貨幣価値だと約7000万円相当だという。

■天皇「大喪の礼」

裕仁の時は、遺体を埋める「陵（みささぎ）」の造営も含めて、葬儀に掛かった費用は約100億円。

明仁は、「国民負担の低減のために質素なものを希望している」そうだが、火葬を希望しているために、新たな儀式と武蔵陵墓地内に設置する火葬施設が必要になったという。明仁だけのための「火葬施設」の建設。これが「質素」とは、大英帝国の女王もビックリか!?

【声明】安倍晋三の「国葬」に断固反対する

即位・大嘗祭違憲訴訟原告団／即位・大嘗祭違憲訴訟弁護団

2022年7月23日、安倍晋三元首相の「国葬」（国葬儀）実施の閣議決定を受けて、即位・大嘗祭違憲訴訟の会では、原告団／弁護団の連名で以下の抗議声明を発表し、首相、ならびに各マスコミ宛てに送付しました。

内閣総理大臣 岸田文雄様

7月22日、岸田文雄首相は安倍晋三元首相の「国葬」（国葬儀）を行なうと閣議決定した。

即位・大嘗祭違憲訴訟原告団、同弁護団は安倍晋三の「国葬」に断固反対する。

そもそも「国葬」なる概念は、政教分離などを考慮して日本国憲法施行の1947年に失効した「国葬令」によって「皇族」および「国家二偉功アル者」が死亡したときに「特旨ニ依リ」天皇が「賜フ」ものであった。なぜ、この勅令が失効しなければならなかったかは考えるまでもなく、日本国憲法の趣旨に反するものであったからである。それを内閣府設置法（第四条第3項三十三「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。」）などによって復活させることはできない。

そもそも国が、特定の個人を、公費を使って葬儀を挙行するということは、国によって記念し顕彰されるべき死の序列化・価値化を意味するものであり、決して許されない。私たちは、日本国憲法に反して国費を使って行なわれた即位・大嘗祭の違憲性を政教分離などの視点から争っている。同様に安倍晋三の「国葬」（国葬儀）も許すことはできない。

日本国憲法の下で、「国葬」として行なわれたのは、1952年の明仁の立太子礼の際に「臣茂」と記して激しい批判をあびた吉田茂の葬儀が1967年に行なわれて以来だという。まさに安倍も教育基本法改悪、戦争法制

定、国会開催要求に対する不当不開催等々、日本国憲法の趣旨に逆らう諸行為を重ねており、吉田並みの日本国憲法に逆らう者である。日本国憲法に逆らう者が「国葬」とされるといふならば、それは正に「国葬」を行なう首相（吉田の際の佐藤栄作、安倍の際の岸田）が日本国憲法に反していることに他ならない。また、安倍は森友学園、加計学園、桜を見る会、河井選挙買収、黒川弘務検事長問題などさまざまな未解決の疑惑にかかわる中心人物で、日本の国政を辱めた人物であり、カルトの広告塔・庇護者であって、それがその死の原因でもあった。いまなお政府はじめ多くの領域にそのカルトが巢食っている中で、彼らが推進する「国葬」など言語同断である。自民党による安倍政権美化と疑惑隠蔽対策と言わざるを得ない。「国葬」によって多くの人々とともに私たちが訴えてきた安倍政治への批判が国による顕彰にすり替えられるといった許し難い事態が懸念される。

繰り返す、即位・大嘗祭違憲訴訟原告団、同弁護団は安倍晋三の「国葬」に断固反対する。

2022年7月23日



第34回政教分離訴訟全国交流集会、京都で開催

新孝一 ● 事務局

7月29・30日（金・土）の両日、京都駅にほど近いキャンパスプラザ京都にて、第34回政教分離訴訟全国交流集会が開かれた。受入団体は、靖国合祀イヤですアジアネットワークと、京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟の2団体。

今回の集会は、オンライン・リアル併用のハイブリッド形式で開かれた。新型コロナの影響で、2020年の交流集会は中止、昨年の旭川での集会は完全オンラインでの開催となったので、久しぶりに各地の皆さんと直接お会いすることができた。リストによれば、合わせて100名以上が参加した。

初日は、とくに記念講演のようなものはなく、現在係争中の政教分離訴訟の現状と課題を、京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟、即位・大嘗祭違憲訴訟、ノー！ハブサ訴訟の弁護団からそれぞれ報告していただき、「各訴訟団が抱える最も重要な問題点について」議論を深めるというかたちで行われた。この「政教分離訴訟全国交流集会」は、もともと訴訟に関わる弁護団の交流会として始まったそうだが、いわば原点に立ち戻ったことになるのだろうか。実際、集会で交わされた法的な論点が、次回の即大訴訟の準備書面にも反映される予定で、きわめて実践的な意義のある集会であったといえる。

主催者あいさつに続き、早速各弁護団からの報告に入る。

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟からは、諸富健・中島光孝両弁護士の報告。

諸富弁護士は、この時点で7回の弁論を重ねてきた訴訟の概略について説明。さらにこれまで提出された準備書面について解説し、次回弁論では、政教分離原則は天皇と宗教の関わり合いを断ち切るためのものであり、知事の参列・公金支出は明白な憲法違反であることを正面から主張するとした。中島弁護士は、菱木政晴・駒込武・高木博志・横田耕一さんから提出された意見書についてふれ、とりわけ高木意見書で論じられた儀式的「服属儀礼」としての本質について補充の主張を行うこと、また本件行為が地方自治法違反であるのはもちろんだが、「社会的儀礼」は政教分離違反に

ならないという被告側の主張が、従来の最高裁の判断枠組み（目的効果基準）に照らしてさえも、逸脱しているものであることを指摘した。

ノー！ハブサ訴訟からは浅野史生弁護士。前回弁論で証人採用された樋口雄一さんの論文を紹介しながら、植民地民衆の「戦死者」に対する「皇恩」として靖国合祀があったこと、東北アジアにおける戦争と平和、植民地主義をストレートに問うことが、この裁判の目的であるとした。

即位・大嘗祭違憲訴訟からは、酒田芳人・吉田哲也弁護士。酒田弁護士はこの間の経緯を説明し、第14準備書面で天皇制の「同調圧力」の問題を展開、反天皇制運動での弾圧（逮捕・つきまとい）の実態を意見書などの形で提出し、また裁判所に対しても積極的な憲法判断を求めるとした。吉田弁護士は、納税者基本権に基づく主張について補足し、裁判所からは門前払いされてしまったが、納税者としての地位の損害に対する損害賠償請求の余地は存在するはず、と述べた。

若干の質疑応答のあと、場所を移して交流会。そのあとさらに祇園方面に繰り出した人たちも。

2日目は、前日の議論を踏まえて、原告・支援の立場から意見交換。続いて各地のグループからの報告がおこなわれた。ノー！ハブサ（山本直好）、山口（小畑太作）、北海道（相馬宏）、沖縄（松井裕子）、福岡（木村眞昭・倉掛直樹）、京都（高橋靖）、即大訴訟（佐野通夫）、合祀取り消し行動（菅原龍憲）などから、それぞれの取り組みが報告された。裁判として係属してはいなくても、神社と町内会の問題や、地域のお祭りといった分野などで、政教分離問題を持続的に追求されていることに、敬服させられるばかりだ。

最後に、京都で文案を準備した国葬反対声明（京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟のHPにあり）を採択して散会した。

次回は、来年同時期に東京で開催予定。即大訴訟の会も、ノー！ハブサとともに受入団体となる。近郊の方ももちろん、そうでない方もぜひ予定に入れておいて下さい。

京都・主基田抜穂の儀住民訴訟 第7回口頭弁論

高橋 靖 ● 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団 事務局

京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第7回口頭弁論が7月25日午前11時30分、京都地裁101号法廷で開かれた。

前回の口頭弁論では、被告側の原告側主張に対する反論の被告準備書面4が提出されたが、今回はそれに対する再反論としての原告準備書面5の要旨を担当した中島光孝弁護士が口頭で陳述した。

この準備書面5では、単なる被告準備書面4への再反論にとどまらず、大日本帝国憲法と日本国憲法の比較から、現憲法の構想段階において天皇から主権とともに宗教性を剥奪することを大前提としており、その政教分離原則により天皇の宗教活動は私的領域以外では許されず、国や地方自治体等の関与も禁止されているという主張を展開した。それは憲法上の具体的な条文である20条、89条といった政教分離規定以前の問題であって、そこには「目的効果基準」も「社会的儀礼」も入る余地はない。

今回、準備書面5に加えて、新たに書証として横田意見書(*1)とジョン・グリーン「儀礼と権力 天皇の明治維新」(*2)も提出し、主張・立証を補強した。

また、準備書面5ではさらに、過去の大嘗祭関連の最高裁小法廷判例（鹿児島大嘗祭違憲訴訟、大分抜穂の儀違憲訴、（東京）即位礼・大嘗祭違憲訴訟等）が、政教分離訴訟に関する最高裁大法廷判決（津地鎮祭訴訟、愛媛玉串料違憲訴訟、空知太神社事件、孔子廟訴訟）の判断の判断枠組みに反している（①対象行為が社会一般に行われている「習俗」と化し、その宗教性が希薄になっているか否か、②対象行為に対する当該関与行為の宗教的意義を行為者以外の一般人がどう評価するか、というそれらの判断をしていない）ことを指摘した。

加えて、地方自治法の視点から、武蔵野市長交際費事件・最高裁第二小法廷判決の判例から、支出が「社会的儀礼」の範囲が認められるのは「住民の福祉を増進する相手方」との友好・信頼関係の維持・増進を図ることを目的としている場合のみであり、その判例からも本件京都府知事の本案参列等は、地方公共団体の「事務」には該当しないと主張した。

この準備書面5に被告がどういった反論をしてくるか



見ものである。

今回は口頭弁論終了後、進行協議があり、弁論後の報告集会で諸富弁護士からその報告があった。

今後の予定として、次回口頭弁論でも引き続き原告側が主張・立証（天皇の宗教と憲法の政教分離原則についての東北大学・佐々木弘通教授の論文による原告準備書面6陳述）し、その後、被告側の反論を待ち、原告側から証人申請をすることが確認されたということだった。

この訴訟もますますおもしろくなってきて目が離せません、傍聴支援をよろしくお願いします。

次回第8回口頭弁論は11月7日（月）11時30分から京都地裁101号法廷。

(*1) 横田意見書 憲法学者で九州大学名誉教授の横田耕一さんによる意見書。

日本国憲法に政教分離原則が取り入れられた歴史的経緯から、戦前、政治と宗教が結合して問題を生じていた元凶の宗教は、結局のところ「天照大神の裔である祭主天皇崇敬体制」であるとした。大嘗祭はそれに基づく儀式であるので、天皇に対する服属儀礼であり、それに国家や地方公共団体に関わることは憲法上、許されないという趣旨。

(*2) ジョン・グリーン『儀礼と権力 天皇の明治維新』イギリスの歴史学者ジョン・グリーンさんによる著書。儀礼が権力関係を構築する動きを有していること、天皇が祭主等として関与する祭祀などの儀礼も天皇と臣民（国民）との権力関係を構築、確認するものであることを立証するもの。

ノー！ハプサ（NO！合祀）控訴審第5回口頭弁論

山本直好 ●ノー！ハプサ訴訟事務局長

9月9日、ノー！ハプサ第2次訴訟控訴審第5回口頭弁論が東京高裁101号法廷で開かれた。コロナ禍で傍聴参加が心配されたが、予想以上の多くの方が駆けつけてくださり、用意した資料が全て無くなるほどだった。

前回の第4回口頭弁論で、歴史研究者の樋口雄一さんの証人尋問が実現した。樋口証人は朝鮮人戦没者の遺族に皇后が歌と菓子を下賜した問題から、「内鮮一体」の内実は天皇制に対する服従を求めるものであり、朝鮮人の意識とは大きな矛盾を抱えていたことを明らかにした。原告側はこの証言を補強する第7準備書面を提出。弁護団は『「内鮮一体」とは、朝鮮人に対して徹底して『皇国市民』としての自覚を促し、日帝の支配に従属することを要求したのであった。しかも、絶対に日本人とは平等にならない。これは天皇に対する無限の忠誠を強要する論理であり、このような論理のもと、徴用や志願兵、徴兵制などの強制動員が行われ、天皇制支配体制が貫徹されたのである。＜日本人と同じように兵隊に志願することができるようにしてやったのだから、ありがたく志願しろ、これに応じなければ「皇国臣民」ではない＞ということであった」と訴えた。

しかし、この関係性が日本の敗戦、朝鮮半島の解放で解消したわけではないことは、靖国神社が原告らのお父さんを天皇のために死んだ英霊として祀り、合祀取り消しに応じないことに示されている。そして、これを象徴する出来事が2005年にあった。韓国のKBS主催で開催されたシンポジウムで東条英機の孫である東条由布子が李熙子さんに対して、「お父さんを日本がお祀りしていることに感謝すべきだ」と言ったのだ。今回の裁判には李熙子さんの陳述録取書が提出され、その中で李熙子さんは「日本の侵略戦争にかり出され死なされた、私の父のような数多い戦争の犠牲者、そして家族の死により言葉では計り知れない苦しみに逢った、私のような遺族の痛みには全く共感できない東条氏の発言は、すべての犠牲者や遺族を侮辱することであり、絶対に許せない反人道的、反人権的な発言」と厳しく批判した。

訴訟進行について弁護団が意見を表明しようとしたところ、裁判長が「前回裁判では今後の進行について態度を決められなかった。その後、合議を重ね、証人につい

ては採用せず、裁判は終結することにした」と発言した。弁護団は「現在、コロナ禍で原告らは裁判に出廷したくてもできない状況だ。裁判所がこれまで配慮してくれたことは理解するが、このまま当事者が参加できない状況で日本側だけで決めてしまって恥ずかしくないのか。政府が今後海外渡航を緩和する方針を示している中で、準備すれば来日できる可能性は高い。当事者の意見を聞くということが裁判所としても必要ではないのか」と切々と訴えた。

裁判所は再度合議に移り、およそ10分後に「次回で弁論は終結するが、原告らの意見をお伺いする時間を取る」と説明。弁護団の訴えは何とか届いたようだ。次回裁判は2023年1月17日（火）午後2時から約2時間、東京高裁101号法廷で行われる。今回は韓国から原告らをお迎えしての裁判となる。受け入れ及び傍聴の体制を万全にし、ぜひとも成功させたい。

パンフ紹介

韓国・日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会編
『靖国神社「韓国人」合祀経緯・合祀者名簿の真相調査』

2007年に韓国で公表された報告書の日本語版が、強制動員真相究明ネットワークやノー！ハプサの協力の下で2021年に完成し発刊。日本政府から提供された戦没者記録を直接調査し、靖国神社合祀の実態解明に踏み込んでいる。



申し込みは→1冊500円、送料370円（レターパック）注文は必要冊数、送付先を明記の上、ノー！ハプサ事務局まで（fax：03-5241-9906またはEメール：nohapsa@yahoo.co.jp）

2013年12月26日、安倍晋三首相は、突如靖国参拝を強行。国・安倍晋三・靖国神社を被告として、633人の原告と15人の弁護団による、長きにわたる裁判闘争が始まりました。

裁判は、2019年11月21日、最高裁によって上告棄却され、終結させられてしまいましたが、一審終結後に刊行された裁判記録集の続編として、このたび『安倍・靖国参拝違憲訴訟 控訴審・最高裁記録集』が刊行されました。

前編同様、訴状や、口頭弁論における意見陳述などを網羅し、さらに、訴訟の会発行のニュース全号、詳細な索引を付し、前編を上回るボリュームになっています。

運動の肉声の詰まった貴重な資料です。ぜひご購入ください。

★ご注文方法

ご希望の冊子と冊数、ご注文者のお名前・ご住所・電話番号を明記の上、下記までお申し込み下さい。郵便振替用紙を同封して送らせて頂きますので、事務処理上、10日位内にお振込下さい。

即位・大嘗祭違憲訴訟の会

〒202-0022 東京都西東京市柳沢2-11-13

e-mail: sokudai@mail.zhizhi.net

安倍靖国参拝違憲訴訟・東京 控訴審・最高裁記録集

【目次】

- ・クロニクル 安倍靖国参拝違憲訴訟・東京
 - ・控訴理由書（第1準備書面）
 - ・第1回控訴審意見陳述…梶川凉子
 - ・第1回控訴審意見陳述…鈴木重義
 - ・第1回控訴審意見陳述…侯岩琳（ホウ・イェンリン）
 - ・控訴人第2準備書面
 - ・控訴人陳述書…河野淳
 - ・控訴人陳述書…京極紀子
 - ・控訴人陳述書…西浦昭英
 - ・第2回控訴審意見陳述…宮本尚美
 - ・第2回控訴人意見陳述…矢野秀喜
 - ・第2回控訴人意見陳述…中川信明
 - ・抗議文
 - ・口頭弁論の再開等の申立
 - ・東京高裁判決文（抜粋）
 - ・抗議文
 - ・上告理由書
 - ・最高裁決定
 - ・抗議声明
- 安倍靖国参拝違憲訴訟の会東京ニュース・全号
人名・事項索引

★代金・送料

「安倍靖国参拝違憲訴訟・東京 控訴審・最高裁記録集」 1部 2,500円
「安倍靖国参拝違憲訴訟・東京 一審記録集」 1部 2,000円（残部僅少。品切れご容赦）

【会費納入とカンパのお願い】

- ・毎回のお願いですが、弁護団は書面作りのために議論を重ね、事務局も弁護団と足並みを揃えて裁判当日を迎えるために日々奮闘してきました。
- ・今後の書面作成や専門家証言なども含め、まだまだ費用がかかります。年会費未納の方は、どうぞご送金をお願いします。また支援カンパもお待ちしています。よろしくをお願いします。

郵便振替口座番号：00120-3-293255

加入者名：即位・大嘗祭違憲訴訟の会

【転居のお知らせをお願いします】

ニュースの発送は経費削減のため、郵便ではなく宅配業者のメール便を使っています。郵便局に転居届けを出されている場合も業者への通知はありませんので、旧住所への発送となってしまいます。

転居された方は新住所を事務局にお知らせくださるようお願いいたします。

活動日誌（2022年7月—10月）

- 7月5日（火） 弁護団会議
- 7月19日（火） 弁護団会議
- 7月23日（土） 即大訴訟原告団／弁護団連名で、《【声明】安倍晋三の「国葬」に断固反対する》を発表。
- 7月25日（月） 京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟第7回口頭弁論（京都地裁）／報告集会
- 7月29日（金）・30日（土） 第34回政教分離訴訟全国交流集会（キャンパスプラザ京都）
- 8月10日（水） 弁護団会議
- 8月22日（月） 弁護団会議
- 9月5日（月） 弁護団会議
- 9月9日（金） ノー！ハブサ第2次訴訟控訴審第5回口頭弁論（東京高裁101号法廷）
- 9月13日（火） 弁護団会議
- 9月21日（水） 弁護団会議／国家賠償請求裁判第12回口頭弁論（東京地裁103号法廷）／法廷前にリーフ配り情宣／法廷後報告集会（日比谷図書文化館）
- 9月28日（水） 弁護団会議
- 10月14日（木） 弁護団会議
- 10月28日（金） ニュース14号発送／第20回事務局会議